

## 東洋大学学術情報リポジトリ規程

### (目的)

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）の教育・研究活動において作成された学術研究成果（以下「成果物」という。）を収集し、電子的形態による蓄積と恒久的な保存と学内外への無償での発信・公開を行い、本学の教育・研究の発展に資するとともに社会への貢献を果たすために東洋大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を置き、その管理・運用を定めることを目的とする。

### (委員会)

第2条 リポジトリの運用に必要な事項を審議・決定するため、東洋大学学術情報リポジトリ運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

### (維持管理・運営)

第3条 リポジトリの維持管理・運営に関する実務は、東洋大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行う。

### (登録者)

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 個人登録者（著作権が個人に属する場合）

ア 本学の専任教職員及び専任教職員として在籍したことのある者、客員教授、大学院生

イ 本学の研究機関に所属する研究員・研究助手・研究支援者・リサーチアシスタント

(2) 団体登録者（著作権が団体に属する場合）

ア 本学の学部・学科・コース、研究科・専攻・研究室等を母体とする団体

イ 本学の設置する研究所・研究センター

(3) その他、委員会が認めた個人又は団体

### (利用申請)

第5条 登録者は、リポジトリへの登録に際し必要なIDを取得するため、委員会に対し所定の手続きで申請し、承認を得るものとする。

2 団体登録者の利用申請は、その組織の長が行う。

### (登録対象資料)

第6条 リポジトリへ登録できる成果物は以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 別表1に掲げる資料種別のいずれかに該当するもの

(2) 本学又は本学以外の教育研究活動において作成されたもの

(3) 登録者が単独又は他と共同で作成したもの

(4) 他の著作権者の権利を侵害しないもの

(5) 法令、本学規程、人権、情報セキュリティ、守秘義務等に照らして、問題の生じないもの

(6) 社会通念上問題のないもの

(7) ネットワークを通じて配信できるもの

(8) 大学院生の成果物については指導教員の推薦を得たもの

2 別表1に掲げたもののほか、以下のものも登録対象とする。

(1) 本学が所蔵する学術的に貴重な資料

(2) その他、委員会が認めた資料  
(登録)

第7条 登録者は、リポジトリに自らが作成に関与した成果物を登録することができる。

2 登録者は、登録する成果物に関わるすべての著作権者に、無償での公開についての許諾を得るものとする。

3 登録者は、登録の代行を図書館に書面をもって依頼することができる。

4 前条第2項第1号の資料については、図書館が登録者となる。

(公開)

第8条 図書館は、登録された成果物が、著作権法その他の関係法令に照らして問題がないことを確認したうえで、インターネットに無償で公開する。

2 図書館はネットワークを通じて成果物を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(登録された成果物の扱い)

第9条 登録された成果物の扱いは、次のとおりとする。

(1) 成果物の著作権は著作権者が有する

(2) 成果物を電子的に複製し、リポジトリに格納する

(3) ネットワークを通じて無償で公開する

(4) 成果物の公開と恒久的な蓄積を保証するため、複製・媒体変換を行い、これを保持する

(5) 学内外のデータベースとの連携を図るため、メタデータ及びリンク情報を提供する

(成果物の削除)

第10条 次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された成果物を削除する。

(1) 登録者が所定の手続きで削除を申請した場合

(2) 盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合

(3) その他、委員会が特に認めた場合

2 前項第2号により削除した場合、委員会は削除理由を付して登録者に対して遅滞なく通知する。

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリに登録された成果物を利用することで発生した登録者、著作権者又は利用者の損害・不利益については、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるものの他、リポジトリの運用に必要な事項は、委員会において定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、学長が委員会及び各学部教授会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第107号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

別表 1

資料種別	定義
学術雑誌論文	全国的・広域的な団体の学会誌の学術雑誌論文、ポストプリント、プレプリント
研究報告書	科研費・COE等研究助成金による研究成果の報告書、研究活動報告書等も含む
紀要論文	紀要類に掲載された論文
学位論文	博士論文、修士論文
会議発表論文	学会等の会議録、予稿集等に掲載された論文
会議発表用資料	学会等の会議で発表されたプレゼンテーション資料、ポスター、口頭発表資料等
図書	図書全体、図書に掲載された論文、図書の一部